

# 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する 固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長

参考3

日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を延長。

## 1. 対象

郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産

## 2. 課税標準の特例

課税標準を価格の4/5とする。

## 3. 適用期間

2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日）

## 4. 参考

平成20年度に特例措置を創設。特例の内容を縮減しつつ、継続的に延長。